

## 介護保険事業費の見込み及び保険料について

### 1 介護保険給付費等の見込み

第6期（平成27年度～平成29年度）の法定給付費の実績、第7期（平成30～32年度）及び平成37年度の見込みは下表のとおりです。

【平成27～29年度の法定給付費の実績】 （単位：千円）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合 計
介護給付費	19,498,872	19,717,449	19,393,181	58,609,502
地域支援事業費	368,856	371,887	1,506,593	2,247,336
その他経費	23,383	24,140	23,726	71,249
合 計	19,891,111	20,113,476	20,923,500	60,928,087

※29年度の数値は推計値を含む

【平成30～32年度、及び平成37年度の法定給付費の見込み】

（1）第7期（平成30～32年度） （単位：千円）

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合 計
介護給付費	20,239,218	21,322,625	22,321,152	63,882,995
地域支援事業費	1,611,420	1,677,610	1,745,448	5,034,478
その他経費	22,437	21,632	20,855	64,924
合 計	21,873,075	23,021,867	24,087,455	68,982,397

（2）平成37年度 （単位：千円）

区 分	平成37年度
介護給付費	25,200,286
地域支援事業費	2,113,203
その他経費	17,370
合 計	27,330,859

注) 介護給付費は、利用者負担額を除いた額で、特定施設入所者生活介護サービス費、高額介護サービス費を含みます。

注) 介護報酬の改定分は全体の改定率をもとに計算しています。

注) その他経費は、審査支払い手数料です。

また、中野区独自で実施する特別給付事業に要する費用の第6期の実績、及び第7期の見込みは、下表のとおりです。

【平成27～29年度の特別給付費等の実績】 （単位：千円）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合 計
特別給付事業	472	322	209	1,003

※29年度の数値は推計値を含む

【平成30～32年度、37年度の特別給付費等の見込み】 （単位：千円）

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	小計	平成37年度
特別給付事業	856	856	856	2,568	856

## 2 介護保険財政

介護給付費用等の財源構成は、下表のようになります。

### 【介護給付費・介護予防事業等の財源構成】

区 分		法定給付費		地域支援事業		特別給付
		施設給付費	その他給付費	総合事業	総合事業以外	
公 費	国庫負担金	15.0 %	20.0 %	20.0 %	38.5 %	—
	(国)調整交付金	5.0 %	5.0 %	5.0 %	—	—
	都負担金	17.5 %	12.5 %	12.5 %	19.25%	—
	区負担金	12.5 %	12.5 %	12.5 %	19.25%	—
保 険 料	第1号保険料負担	23.0 %	23.0 %	23.0 %	23.0 %	100.0 %
	第2号保険料負担	27.0 %	27.0 %	27.0 %	—	—
合 計		100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %

注)

○調整交付金：第1号被保険者の所得状況及び75歳以上の後期高齢者割合について、区の見込みと全国平均との格差を調整するために交付されます。これらの割合が全国平均と同等であれば、交付割合は5%となります。

○その他給付等：介護給付費等（介護給付費＋審査支払手数料）から施設給付費を除いたもの

なお、第6期計画期間中においては、第2号保険料負担は法定給付費・地域支援事業とも各28%でした（その結果、第1号保険料負担は各22%）。

### 3 保険料基準額の設定方法

#### (1) 段階別介護保険料設定について(17段階の実施と料率の見直し)

第6期事業計画運営期間の保険料設定にあたっては、国の制度改正により旧第1段階と旧第2段階が統合されたことから、第5期の16段階の段階別保険料が15段階になりましたが、所得の低い方の料率を抑えるとともに、一定以上の所得のある方については料率を高く設定し、負担をお願いしてきました。

第7期介護保険事業計画においては、以下のような要因により第6期保険料と比べて上昇が見込まれます。

- 1) 高齢化の進展や基盤整備によるサービス供給増の影響
- 2) 高齢者の増に伴う第1号被保険者負担率の上昇(22%→23%)

そのため、第7期介護保険料の算定にあたっては、これらの影響を反映したうえで、次のような点に配慮しました。

- 1) 第6期保険料からの大幅な上昇をなるべく抑える。特に所得の低い方の保険料負担を抑える
  - 2) 所得金額が高い段階をさらに細分化して、料率の見直しを行う
- この結果、下記2点を基本に次表のような段階及び料率を設定しました。

- 1) これまでの多段階設定の考え方を継続する
- 2) 一定以上の所得の方には料率を引き上げた負担をお願いする

#### (2) 介護給付費準備基金の活用

介護保険料の収入が給付費に充当すべき保険料相当分を上回っている場合、その差額は介護給付費準備基金に積み立て、次期以降の保険料負担の軽減等に活用されることとなっています。

中野区では、第7期介護保険料設定にあたり、準備基金の一部を取り崩すこととし、保険料の上昇を抑えます。

なお、介護給付費準備基金の取り崩し後の残金は、給付費の想定外の増大等に備え、留保します。

#### (3) 低所得者の負担を軽減する公費の活用

最も低い所得段階区分(第1段階)に対して、引き続き消費税を財源とする交付金が交付される予定です。また平成31年10月から消費税が増税されることが予定されており、その場合においても基準額よりも低い所得段階区分(第1段階～第4段階)の保険料負担を軽減するための交付金が交付されるものと想定されます。

中野区では、この交付金を活用することにより、当面は第1段階の保険料を軽減し、消費税が増税されることが決まり次第、改めて軽減された保険料額をお示しする予定です。

【第7期事業計画期間中の介護保険料所得段階】

区 分		料率
第1段階	本人が生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、または本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が特別区民税非課税。 世帯全員が特別区民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下。	0.45
第2段階	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下。	0.60
第3段階	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超えている。	0.70
第4段階	本人が特別区民税非課税で他の世帯員が特別区民税課税。本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下。	0.85
第5段階	本人が特別区民税非課税で他の世帯員が特別区民税課税。本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えてい	1.00
第6段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が125万円未満。	1.10
第7段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が125万円以上150万円未満。	1.20
第8段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が150万円以上200万円未満。	1.35
第9段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が200万円以上350万円未満。	1.50
第10段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が350万円以上500万円未満。	1.70
第11段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が500万円以上700万円未満。	2.00
第12段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が700万円以上1000万円未満。	2.30
第13段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が1000万円以上1500万円未満。	2.60
第14段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が1500万円以上2000万円未満。	3.00
第15段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が2000万円以上2500万円未満。	3.50
第16段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が2500万円以上3000万円未満。	3.60
第17段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が3000万円以上	3.80

## 4 保険料基準額

平成30年度～平成32年度の第7期事業計画期間の保険料基準額は次のとおりとします。

### 【準備基金投入前】

保険料基準額 (年額)	保険料基準額 (月額)
74,231円	6,186円

### 【準備基金投入後】

保険料基準額 (年額)	保険料基準額 (月額)
68,709円	5,726円

※保険料基準額（月額）は年額を12で割り、1円未満四捨五入

また、平成37年度の保険料基準額（準備基金投入後）の見込みは次のとおりです。

	平成37年度
保険料基準額 (月額)	7,910円

## 5 第7期事業計画期間中の介護保険料

### ① 段階別介護保険料

第7期事業計画期間中の保険料基準額に新しい料率を乗じた、平成30年度～平成32年度の所得段階別保険料額は、下表のとおりです。

#### 【所得段階別保険料額】

(単位：円)

区分	料率	保険料年額	保険料月額
第1段階	0.45	30,900	2,575
第2段階	0.60	41,200	3,433
第3段階	0.70	48,000	4,000
第4段階	0.85	58,400	4,867
第5段階	1.00	68,700	5,725
第6段階	1.10	75,500	6,292
第7段階	1.20	82,400	6,867
第8段階	1.35	92,700	7,725
第9段階	1.50	103,000	8,583
第10段階	1.70	116,800	9,733
第11段階	2.00	137,400	11,450
第12段階	2.30	158,000	13,167
第13段階	2.60	178,600	14,883
第14段階	3.00	206,100	17,175
第15段階	3.50	240,400	20,033
第16段階	3.60	247,300	20,608
第17段階	3.80	261,100	21,758

注) 保険料額は、次の式で計算され、この額が各段階の被保険者に賦課されます。

$$\text{保険料年額} = \text{保険料基準額} \times \text{料率} \quad (100 \text{円未満切捨て})$$

注) 保険料月額は、次の算式で計算される参考数値です。

$$\text{保険料月額} = \text{保険料年額} \div 12 \text{月}$$

第6期介護保険料額と第7期介護保険料額の比較は、下表のとおりです。

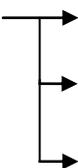
### 【保険料額の比較】

#### (第6期)

保険料段階		料率	年額	月額
第1段階	生保受給	0.45	30,500	2,542
	80万以下			
第2段階	120万以下	0.60	40,700	3,391
第3段階	120万を超える	0.70	47,500	3,958
第4段階	80万以下	0.85	57,700	4,808
第5段階	80万を超える	1.00	67,900	5,658
第6段階	125万未満	1.10	74,700	6,225
第7段階	150万未満	1.20	81,500	6,791
第8段階	200万未満	1.35	91,700	7,641
第9段階	350万未満	1.50	101,900	8,491
第10段階	500万未満	1.70	115,500	9,625
第11段階	700万未満	2.00	135,900	11,325
第12段階	1000万未満	2.30	156,300	13,025
第13段階	1500万未満	2.60	176,700	14,725
第14段階	2000万未満	3.00	203,900	16,991
第15段階	2000万以上	3.50	237,900	19,825

#### (第7期)

保険料段階		料率	年額	月額
第1段階	生保受給	0.45	30,900	2,575
	80万以下			
第2段階	120万以下	0.60	41,200	3,433
第3段階	120万を超える	0.70	48,000	4,000
第4段階	80万以下	0.85	58,400	4,867
第5段階	80万を超える	1.00	68,700	5,725
第6段階	125万未満	1.10	75,500	6,292
第7段階	150万未満	1.20	82,400	6,867
第8段階	200万未満	1.35	92,700	7,725
第9段階	350万未満	1.50	103,000	8,583
第10段階	500万未満	1.70	116,800	9,733
第11段階	700万未満	2.00	137,400	11,450
第12段階	1000万未満	2.30	158,000	13,167
第13段階	1500万未満	2.60	178,600	14,883
第14段階	2000万未満	3.00	206,100	17,175
第15段階	2500万未満	3.50	240,400	20,033
第16段階	3000万未満	3.60	247,300	20,608
第17段階	3000万以上	3.80	261,100	21,758



## ② 低所得者に対する保険料の減額措置の継続

生活に困窮し、保険料の納付が困難な方（第1段階から第3段階の方で、世帯収入や資産などについて一定の要件に該当する方）に対して、これまで個別減額制度を継続してきました。

第7期事業計画期間においても、この減額措置を引き続き実施することとします。